

事業シート(事業概要書)

1 事業名		水質等検査事業		2 事業開始年度		昭和49年(別紙参照)																	
3 担当部・課・担当名		町民環境部 環境課 環境保全担当		4 事業責任者		鈴木 隆俊																	
5 根拠法令等		悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法他 (■義務づけ ■その他)																					
6 総合計画	章	環境と共生したうるおいのあるまちづくり		7 実施方法	■ 直接実施																		
	節	環境に優しいまちづくりを進めます			■ 業務委託又は指定管理																		
	項	環境共生の推進			(委託先:下記参照)																		
	小項目	公害の防止			□ 補助金(補助先:																		
	細項目	調査・監視体制の強化			□ その他(
8 事業概要	① 目的 (何のために)	公害防止対策の一環として、公害が発生した場合の状況を把握し、国や県が定める環境基準にあった状況であるか等の定期的な調査を行い、監視体制を整えて町民の生活環境を保全する。																					
	② 対象 (誰・何を対象に)	町民、町内事業所																					
	③ 事業内容 (手段・手法など)	<p>○各種環境調査(調査地点等は別紙のとおり)</p> <table border="1"> <tr> <td>①河川等水質調査</td> <td>水質検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②大気等環境調査</td> <td>一般大気環境調査</td> </tr> <tr> <td>道路交通大気調査</td> </tr> <tr> <td>道路交通騒音及び振動の調査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臭気調査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ダイオキシン類調査</td> <td>大気調査</td> </tr> <tr> <td>河川と底質調査</td> </tr> <tr> <td>土壌調査</td> </tr> <tr> <td>④水準点測量</td> <td>地盤沈下の状況を確認</td> </tr> </table> <p>○環境調査結果に基づき、必要に応じて県政総合センターと連携し、追加調査や監視、あるいは、事業所に対して確認や指導を行う。</p>						①河川等水質調査	水質検査		排水検査	②大気等環境調査	一般大気環境調査	道路交通大気調査	道路交通騒音及び振動の調査		臭気調査	③ダイオキシン類調査	大気調査	河川と底質調査	土壌調査	④水準点測量	地盤沈下の状況を確認
	①河川等水質調査	水質検査																					
	排水検査																						
②大気等環境調査	一般大気環境調査																						
	道路交通大気調査																						
	道路交通騒音及び振動の調査																						
	臭気調査																						
③ダイオキシン類調査	大気調査																						
	河川と底質調査																						
	土壌調査																						
④水準点測量	地盤沈下の状況を確認																						
④事業の必要性	県が行う環境測定は県域全体の中で測定計画を決めている。町内の環境状況は町が行わないと確認し把握することはできない。町が行うことで公害を未然に防止し、環境基準等を超えるような場合の対策が速やかに行えるので環境を確保するために重要であると認識している。																						
9 コスト	平成23年度			10 人件費	職員構成		概算人件費		投入人員														
	① 事業費	7,420	千円		担当課職員 (再任用職員含む)	762	千円	0.12	人														
	② 人件費	762	千円		臨時職員等	0	千円		人														
	③ 総額	8,182	千円																				
11 事業費 (財源内訳)	年度	事業費計 (千円)		財源内訳(千円)																			
		国・県支出金	町債	その他	一般財源																		
	H20年度(決算)	9,383	362		9,021																		
	H21年度(決算)	7,785	364		7,421																		
	H22年度(決算見込み)	6,465	282		6,183																		
H23年度(予算)	7,420	233		7,187																			
12 平成23年度 事業費内訳		23年度予算額	22年度決算見込み	22年度委託先		22年度契約方法																	
	①河川等水質調査委託	6,100千円	1,968千円	(株)湘南分析センター		一般競争入札																	
	②大気等環境調査委託		2,415千円	東京テクニカル・サービス		一般競争入札																	
	③ダイオキシン類調査委託		488千円	東京テクニカル・サービス		指名競争入札																	
	④水準点測量	1,320千円	***	***		***																	
	水準測量委託		1,260千円	光南測量コンサルタント(有)		一般競争入札																	
水準測量検査委託		60千円	(社)日本測量協会測量技術センター		随意契約																		

事業シート(事業概要書)

		活動指標名	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
13 事業実績		河川水質検査及び事業所排水調査()は事業所	河川	3(15)	3(15)	3(14)
		大気等環境調査()はダイオキシン類調査	地点	3(12)	3(12)	3(12)
		臭気調査及び水準点測量()は水準点測量	地点	15(20)	15(20)	15(20)
14 単位当りコスト		事業費/地点数	円	137,985	114,485	96,493
15 成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価を示す)	<p>22年度は大気等環境調査、ダイオキシン類調査は年間を通じて概ね環境基準内であった。河川等水質検査は相模川下流の河川類型がC類型からB類型に変わった(別紙河川の類型)ため、流入する河川等もB類型を参考値として評価した。小出川は、BODと大腸菌群数の年平均が環境基準を上回った。小出川は流域には大きな工場はなく、主に生活排水や上流における畜舎排水の影響が考えられる。目久尻川は大腸菌群数が基準を上回った。一之宮第2排水路は、工場からの排水が集まる排水路であり、水量が少ないため水は滞留している。また、一般の町民が触れる機会はないが、水質を把握するため測定しているが、平成22年度から新たに公共用水域の環境基準に追加された1,4-ジオキサンについて、年平均が基準を上回った。現在、県政総合センターと連携し原因究明に努めている。</p> <p>生活環境項目(BOD)の年平均の経年変化をみると、目久尻川や小出川は平成18年度及び19年度が高くなっているものの、なだらかな減少傾向にある。一之宮第2排水路は3mg/L前後で推移していることがわかる。全調査において環境基準が達成されるよう、関係機関等と連携し対応に努める。(公害防止対策事業と併せて実施)</p>					
		成果指標名	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
16 成果実績		河川水質検査環境基準適合率	%	97.9	97.9	94.2
		一般大気環境・(ダイオキシン類)調査環境基準適合率	%	87.5(100)	100(100)	100(100)
17 事業の自己評価	① 課題等	河川は上流の河川環境の影響を受ける。小出川については流れがおだやかで水量も少ないため、主に生活排水や上流市の畜舎排水の影響もあるため、下水道の普及促進や上流市との連携や情報交換に努めているが、水質改善には時間がかかる。河川の類型がCからBになり、環境基準が厳しくなったことで、より一層対応が求められる。ダイオキシン類調査の土壌は毎年同じ場所を調査しているが、環境基準を大きく下回っているため、今後の調査については検討を要する。				
	② 今後の方向性	環境調査では河川水質検査以外は町の環境調査は年1回から2回の調査であるが、継続的な環境調査により監視や経年変化の確認ができ、町の環境状況の把握ができる。また、住民への説明資料や事業所への指導資料としても継続は必要と考える。また、平成22年度より県の一般大気常時測定局が町にも設置され、一部測定項目が常時観測できるようになり、町のホームページで速報値を確認でき、情報を提供することができた。今後も機会があれば県の常時測定について項目を増やすように要望していきたい。また、今後さがみ縦貫道が開通すると道路交通騒音等の環境が変化すると思われるので、今後も環境の変化を確認していきたい。				
18 比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	○近隣市の各調査の実施状況					
		藤沢市		茅ヶ崎市		
	①河川等水質検査	河川(水濁法;2河川各3地点毎月、市測定;11河川各1地点毎月)事業所(94事業所 46回、)		河川(4河川10地点毎月)、事業所(16事業所 16回 年1~2回)		
	②大気環境調査	常時測定(4地点)、有害大気汚染物質(3地点、毎月、1箇所は年2回) 道路交通関係大気(1地点)		有害大気汚染物質(1地点、年4回)、窒素酸化物(45地点、年2回)、道路交通関係大気(48地点、年2回)		
	③道路交通関係騒音振動調査	1地点年1回		騒音11地点、振動8地点、年1回		
	④臭気調査	27地点、年2回(うち7箇所年4回)		なし		
	⑤ダイオキシン類調査	大気なし、水質(11河川、年1回)、底質(3河川、5地点、年1回)、土壌なし		大気(1地点、年4回)、水質(3河川、3地点、年2回)、底質 なし、土壌(1地点、年1回)		
⑥水準測量	58地点		51地点			
19 特記事項 (事業の沿革等)	測定項目の見直しについては別紙(補足資料)のとおり。					

水質検査事業補足資料

●町環境調査 調査項目、開始年度、地点数

項 目	実施開始年度		～H21 まで 測定 地点 (河 川)数	H22～ 測定 地点 (河 川)数	項 目
水質検査					
河川	昭和51年(*1)	2河川・1排水路 (4地点～6地点)	3	3	47項目(項目によって年1回から毎月)合計637 ①健康項目(環境基準あり) 27項目 ②生活環境項目 10項目 ③特殊項目 7項目 ④その他の項目 3項目
事業所	平成元年(*2)	14事業所 (～H21 15事業所)	15	14	19項目(事業所によって4～13項目、年1回、前年基準超過の場合は年2回、14事業所15回)合計95 ①健康項目 8項目 ②生活環境項目 6項目 ③特殊項目 5項目
大気等環境調査					
一般大気調査	平成13年	1地点、年2回	1	1	環境基準のある6項目 SO ₂ ,CO,ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、(H23から)ジクロロメタン(県常時測定 5項目 NO,NO ₂ ,OX,SPM、新規NoX,)
道路交通大気調査	平成16年	1地点、年1回	1	1	SO ₂ ,NO ₂ 、CO,SPM,OX,ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、(H23から)ジクロロメタン 環境基準のある9項目、他にNO,NOx
騒音・振動(道路交通)	平成13年		1	1	
臭気調査	平成13年	15地点	15	15	
ダイオキシン類調査測定					
大気	平成15年	1地点年2回	1	1	
河川	平成15年	2河川・1排水路 年1回	3	3	
底質	平成16年	2河川・1排水路 年1回	3	3	
土壌	平成15年(3地点)H16から5地点	5地点 年1回	5	5	
水準測量	昭和49年	年1回	20	20	
計			68	67	

S51 目久尻川、S52 小出川、一之宮第2排水路

(*1)

環境行政の概要から(それ以前は不明)

(*2)

水質検査事業補足資料

●河川等水質検査事業実績

	H20	H21	H22	H23
全体項目数	894	894	747	732
適合件数	875	875	704	
適合率	97.9	97.9	94.2	
河川 項目数	621	621	636	637
河川 適合件数	608	608	593	
河川水質検査環境基準適合率	97.9	97.9	93.2	
事業所 項目数	273	273	111	95
	16事業所	16事業所 37回	14事業所 16回	14事業所 15回
事業所 適合件数	272	271	111	
事業所 適合率	99.6	99.3	100	

●測定項目の見直し

(1)水質検査事業

事業所排水検査は、県や近隣市の検査回数や事業所が扱っている化学物質の使用の変更に伴い、県環境科学センターのご意見を伺い、必要かつ最小限の検査を行うことで見直しをした。

また、事業所も自主測定を実施しているので、県政総合センターとの合同立入の時に確認したり、必要に応じて随時確認をしている。

県や近隣市は水質汚濁防止法に基づき1事業所につき年1～2回測定。測定項目は147項目の減。決算額は1,025千円の減。(河川等水質検査も県環境科学センターのご意見を伺ったが、環境基準の追加項目などにより増。)

(2)一般大気環境調査

町の大気等環境調査は、一般大気調査と道路交通関係大気調査を行っているが、平成22年度から、町に県大気汚染常時監視測定局が設置され、一部測定項目(窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質)は常時監視できるようになったため、町の一般大気環境調査項目は減となった。測定項目は5項目の減。決算額は525千円の減。

●関係法令

法令			町の対応
大気汚染防止法	第18条の3	努力義務	町独自で、大気汚染環境の監視のため実施
水質汚濁防止法	16条	県は測定計画を作成	町独自で、水質環境の監視のため実施
悪臭防止法	3条	規制地域指定	
	11条	生活環境保全のため規制地域における大気の臭気指数について必要な場合測定	過去に苦情のあった所などや町内の状況把握のため測定
騒音規制法	第3条	県は地域の指定(19市2町、工専除く)	
	第17条	21条2の測定で指定地域内の自動車騒音が環境省令の限度超過、周辺環境著しく損なわれる道交法の措置を要請又は意見	
	第21条の2	指定地域について騒音の大きさを測定	主要道路の状況把握のため測定
振動規制法	第3条	県は地域の指定(19市2町、工専除く)	
	第16条	21条2の測定で指定地域内の道路交通振動が環境省令の限度超過、周辺環境著しく損なわれる道交法の措置を要請	
	第19条	指定地域について振動の大きさを測定	主要道路の状況把握のため測定
ダイオキシン法	27条	知事等による測定(県は国や地方公共団体と協議して測定)	町独自で、ダイオキシン類の環境把握のため測定
県条例	66条	地下水採取の規制地域の指定(地盤沈下の防止のため)	規制地域に指定されているため、地盤地下状況確認のため測定し、経年変化も確認

水質検査事業補足資料

●水質汚濁に係る環境基準(河川類型)

環境庁告示第59号(昭和46年12月28日)

項目 類型	基準値						該当水域
	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
A	水道2級水産1 級水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級水産2 級及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級工業用 水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—	
D	工業用水2級農 業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—	
E	工業用水3級環 境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/l以上	—	

平成22年9月24日環境省告示により水質汚濁に係る環境基準について、相模川下流がC類型からB類型に変わった。本川に流入する目久尻川、小出川等もこの基準を参考値として評価しています。